

令和 2 年

西条市議会第 7 回 1 2 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市

目 次

議案第 1 2 5 号 西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正
する条例について 1

議案第 1 2 5 号

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)

第2条 西条市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)

(西条市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 西条市特別職職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。

第4条 西条市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつて	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつて

<p>は、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>は、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>
---	---

(西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成20年西条市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

第6条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p>

<p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
--	--

(西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年西条市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、第15条において準用する給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、第15条において準用する給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>

第8条 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、第15条において準用する給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、第15条において準用する給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8

条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

本年度における国家公務員の給与改定に伴い、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。